平成２５年（フ）第４４１号
愛知県西尾市住崎３丁目100番地　カインドネス西尾307号室、住民票上の住所愛知県半田市相賀町１番地の169
債務者　梅村　通広
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪上　昌彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３２９号
札幌市厚別区厚別南４丁目２番７号
債務者　新木　力太
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０４号
佐賀県唐津市神田2064番地５　サンヴェール神田233号室
債務者　宮崎　一也
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第９７号
宮崎県都城市都元３丁目18番地16
債務者　中井上　忠
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１５４号
北海道苫小牧市美原町１丁目４番10号　セレーノ101号
債務者　角道　正勝
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１３７号
福島県須賀川市岡東町４番地　リバーサイドハウスH号
債務者　安田美千代
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第３５５４号
大阪府東大阪市中小阪４丁目２番２号　ＧＬマンション203号
債務者　本村　敦子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２１５号
大阪市旭区赤川１丁目９番10号　ルミナス旭601
債務者　森川　玲子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６０８号
大阪府東大阪市宝持４－３－７　宝持荘16号、住民票上の住所大阪府東大阪市御厨南２丁目１番35号　こがねグランドハイツ501号
債務者　沖山　和男
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０３２号
大阪市東淀川区淡路３丁目20番22号　山内ビル35号、前住所大阪市東淀川区東淡路４丁目12番９号
債務者　前田　優子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０９０号
大阪市北区本庄東３丁目８番４－304号
債務者　大磯　　忍
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２７１号
大阪市西区安治川１丁目１番４－205号
債務者　山本和香奈
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３０４号
大阪府枚方市田口３丁目24番10－105号
債務者　川上由美子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４４２号
大阪府池田市栄町６番９－203号、前住所大阪府池田市石橋２丁目８番24－207号
債務者　脇　信太郎
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５８４号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目19番22号昭和ハイツ401号
債務者　佐々木祐子（旧姓高岡）
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６０５号
大阪府吹田市昭和町18番17号、前住所大阪府吹田市佐井寺１丁目５番８号
債務者　深堀　裕治
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部